別表（第二条関係）

水銀使用製品	用途
一～三　（略）	
四　蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	一～十二　（略）
	十三　皮膚疾患の治療
五　ＨＩＤランプ（別名高輝度放電ランプ）	一～十二　（略）
	十三　皮膚疾患の治療
六～二十七　（略）	
二十八　水銀ペレット及び水銀粉末	蛍光ランプ、ＨＩＤランプ、放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを除く。）への水銀の封入
二十九～三十四　（略）	
三十五　放電管	一　整流
	二　電力の制御
（放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを含む。）を除く。）	

別表（第二条関係）

水銀使用製品	用途
一～三　（略）	
四　蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	一～十二　（略）
	（新設）
五　ＨＩＤランプ（別名高輝度放電ランプ）	一～十二　（略）
	（新設）
六～二十七　（略）	
二十八　水銀ペレット及び水銀粉末	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）、ＨＩＤランプ、放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを除く。）への水銀の封入
二十九～三十四　（略）	
（新設）	

三十六～四十二　（略）	
四十三　水銀圧入法測定装置	気孔径分布の測定
四十四～四十六　（略）	
四十七　ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	気体の濃度の測定
四十八　（略）	
四十九　容積形力計	圧縮試験機その他の静的強さ試験機の校正
五十　（略）	
五十一　滴下水銀電極	液体の電気化学分析
五十二・五十三　（略）	
五十四　水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	水銀等ガスの発生
五十五～六十八　（略）	

三十五～四十一　（略）	
（新設）	
四十二～四十四　（略）	
（新設）	
四十五　（略）	
（新設）	
四十六　（略）	
（新設）	
四十七・四十八　（略）	
（新設）	
四十九～六十二　（略）	

附　則

この命令は、公布の日から施行し、平成二十九年八月十六日から適用する。